

令和5年度 第1回 高森町都市計画審議会

開催日時：令和5年12月20日（水）午前10時から午前10時45分

開催場所：高森町役場 大会議室（傍観者なし）

出席委員：中平雅之委員、今川実章委員、三浦喜久夫委員、井下啓爾委員、唐沢則夫委員（代理 山崎成史氏）（欠席委員 堀政則委員）

審議議題：高森町都市計画下水道変更（決定）の案について

1 開会

（建設課管理係 係長 寺沢浩之）

令和5年度第1回高森町都市計画審議会を開会いたします。本日進行を務めさせていただきます建設課管理係の寺沢浩之と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

2 あいさつ

続きまして、壬生町長よりごあいさつ申し上げます。

（町長 壬生照玄）

皆様おはようございます。令和5年度の高森町都市計画審議会の開催をお願いしましたところ、年末の大変お忙しい中ご都合つけてご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃は当町の建設行政などそれぞれのお立場でご理解を賜っておりまして、この場をお借りして御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日の議題となっておりますのは、高森町で進めております農業集落排水施設と下水道事業の今後についてとなるかと思えます。

ご承知のとおりこれまで、農集排の地域として上市田・吉田・上平の3地区の統合をかけてまいりました。そして牛牧・出原・新田の農集排の3施設について公共下水道に取り入れるということと、若干一部の地区の下水道エリア見直し等も含めたことが本日の議題となっております。

農集排と公共の統合については町の経営も含めて進めていきたいという方向がある一方で様々な形で都市計画の見直しをしていかななくてはいけない基軸となる部分と思っています。

それぞれのお立場でご意見をいただき、適切なお審議をいただき、ご決定を賜るようお願いをしまして簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

後は委員の皆様にお任せいたしますのでよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

（建設課管理係 係長 寺沢浩之）

それでは、本日が初めての審議会となります。委員の皆様におかれましては、本日お配り申し上げました、会議次第の裏面（2ページ）をご覧くださいと思います。委員の名簿でございます。今回、就任いただきました委員の皆様を、事務局のほうからご紹介申し上げます。

まず、学識経験者と致しまして、区長会の中平雅之様でございます。

同じく、農業委員会長の今川実章様でございます。同じく、高森町商工会長の堀 政則様でございます。堀様は本日欠席でございます。続きまして、町議会議員の 三浦喜久夫様でございます。同じく、木下啓爾様でございます。続きまして、関係行政機関の委員といたしまして、長野県飯田建設事務所長 唐澤則夫様でございます。本日唐澤様は欠席でございます。代理として整備課長 山崎成史（やまざきしげふみ）様が出席していただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご快諾いただきまして、まことにありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

続きまして、お手元の会議次第の資料の3ページをご覧くださいと思います。会場配置図、座席表でございます。審議会での座席の席順につきましては、本日のとおり、委員名簿の順とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、当審議会の幹事について申し上げます。

幹事は高森町都市計画審議会条例第7条第1項の規定によりまして、「審議会の庶務を処理する」と位置づけられておりまして、庁内の関係職員が就任しておりますところでございます。

本日は、当会場（会議室）東側に担当職員が出席しておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

4 審議会成立宣言

（建設課管理係 係長 寺沢浩之）

高森町都市計画審議会条例 第6条第1項の規定によりまして、審議会は「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とされています。

本日、ご出席いただいております委員は5名でございます。

委員総数6名の半数以上に達しておりますので、本審議会は成立いたします。

5 会長選出

（建設課管理係 係長 寺沢浩之）

続きまして会長の選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、高森町都市計画審議会条例 第5条第1項により「学識経験者から任命された委員のうちから、委員の選挙により定める」と規定されております。

いかがいたしましょうか。

（中平委員）

推薦というかたちでいいですか。堀委員さんを推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

(建設課管理係 係長 寺沢浩之)

ただいま、中平委員から、堀委員を推薦するというご発言がございました。
堀委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしというご発言でございますので、堀委員が会長に選出されました。

本来であればこの後、会長の挨拶をいただき議事に入るわけですが、先ほど会長に選出いただきました堀会長ですが、本日別に外せない会議があり欠席となっております。

会長が不在の場合は高森町都市計画審議会条例 第5条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する委員を、あらかじめ会長が指名することとなっております。

堀委員より、会長に選任された場合は中平委員を指名するのご発言がございました。

中平委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしというご発言でございますので、中平委員が職務代理に選出されました。

よろしく願いいたします。

では、中平委員は、会長席のほうへご移動いただければと思います。

それでは、早速でございますが中平職務代理様からごあいさつをいただければと思います。

(中平職務代理)

あいさつ

ただいま、職務代理の選任を賜りました、区長会の中平であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議は、都市計画審議会条例に基づく会議ということでありまして、これを司るということの立場にあたりまして、大変緊張しております。

緊張の中ではありますが、町の健全な発展と健全な地域社会が約束されますよう、慎重に慎重を期して臨みたいと考えております。

会長不在のため職務代理であり、慣れない者でありますけれども、何卒よろしくお願いをいたします。

(建設課管理係 係長 寺沢浩之)

中平職務代理、どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配り致しました資料は、「会議次第の資料」と事前に配布させていただいた「議案書」と「参考図書」です。ご確認をいただき、不足資料等ございましたらお申し出ください。

資料のご確認はよろしいでしょうか。

本日は、法定審議案件1件ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これより議事に入りますが、高森町都市計画審議会条例 第5条第2項の規定によりまして、議長は会長が当たるものと規定されておりますので、中平職務代理に議事をお願いしたいと思います。

それでは、中平職務代理、議事進行のほどよろしくお願いいたします。

(中平職務代理)

規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

6 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(中平職務代理)

議案に入る前に、議事録署名委員を私から指名させていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、この当日配付資料の2ページにあります、この順番で議事録署名者を指名させていただきます。

それでは、本日は今川委員と三浦委員、お二人にお願いいたします。

(2) 事務報告

(中平職務代理)

続いて、事務報告を事務局よりお願いいたします。

(建設課管理係 係長 寺沢浩之)

3点ほど事務報告をさせていただきます。

1点目、傍聴に関する件です。本日の審議会への傍聴者はありません。

2点目でございます、今回が初の審議会ということでございますので、本審議会の位置付け等について若干ご説明をさせていただきます。

本日ご審議いただきます下水道につきましては、都市計画法上（第11条3号）の「都市施設」に該当しており、都市計画法第15条第1項の規定により、町が都市計画下水道を定めることとされています。

この都市計画下水道の決定に際しましては、町の都市計画審議会の議を経る必要があると、都市計画法第19条において規定されております。そのため、この審議会において審議いただくことになります。

本日の審議会に至るまでの法的な手続きフローを、次第の4ページに乗せてございます。

ご覧をいただきたいと思います。

町では、令和5年8月14日に長野県知事への事前協議を行い、都市計画案の作成を行いました。その後、町民等の皆様のご意見を伺うため、公聴会の手続きや案の報告、縦覧等を経て、

本日の審議会の開催に至っています。

今後、県との協議と、この審議会の議を経て告示を行うことによりまして、都市計画の効力が生じることになります。詳細につきましては、後ほど幹事のほうから説明がありますが、流れについてご説明をさせていただきました。

3点目です。この後行われる審議における採決方法についてでございます。採決方法は、長野県都市計画審議会に準じまして、本審議会の中で反対意見があったものにつきましては、無記名投票により行い、それ以外は、簡易採決とさせていただきたいと思っております。

以上で事務報告を終わります。

(中平職務代理)

事務局の事務報告につきまして、何かご質疑ございましたらお出しいただきたいと思います。

「なし」との声あり

ないようでしたら、事務報告はこれで終了をいたします。

(3) 議案審議

議案第1号 高森都市計画下水道の変更(決定)の案について

(中平職務代理)

議案第1号、「高森都市計画下水道の変更(決定)の案について」という議案でございます。

それでは、説明をお願いします。

(幹事：環境水道課長 林 和彦)

皆様こんにちは。環境水道課長の林和彦と申します。私が本日この審議会で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議案第1号を説明させていただきます。

12月4日付で都市計画法第19条第1項の規定によりまして、高森町都市計画審議会に付議された内容について説明をさせていただきます。説明でございますけれども、資料の「変更理由書」を説明させていただきます。

高森町では、行政区域全体について、地域特性や経済性を考慮し、下水道及び農業集落排水処理施設などの集合処理で対応する区域と合併処理浄化槽など個別処理で対応する区域に分け下水道の処理を行ってきました。

公共下水道につきましては、平成7年2月17日に約260haを排水区域に定め、併せて処理場及び汚水幹線、放流渠を高森都市計画に位置付け、都市計画決定を行い、公共下水道事業として整備を進め、平成12年8月に高森浄化センターの供用開始を行いました。

その後、市街地の土地利用等の動向を踏まえて、平成16年6月23日に第1回目の変更となります。都市計画審議会を開催し、排水区域を307ヘクタールに拡大を行っております。平成29年3月2日に第2回目となります都市計画の変更を行っております。こちらにつきましては、農集排水の第1期分として、上市田・吉田・上平地区125haを追加し432haへ拡大するというものでございます。こちらにつきましては概ね整備は完了しておりまして、今年度中に最後の地区であります上平地区が完了の予定です。

一方、農集排事業につきましては、平成4年度より整備を進め、現在まで6地区の整備が完了しております。以上のような状況から、令和2年度末には高森町の汚水処理人口普及率につきましては92.5%という状況になっております。

しかしながら、まだ統合されていない農集排地域が3地区あり、牛牧地区、出原地区、新田地区の地域がまだ整備が残されている状況です。

いずれの3地区でございますが機械・電気設備の対応年数が経過しており、相対的に機能が低下してきております。常に先を見越した計画的、段階的な改築、更新が必要なこと、今後、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている状況でございます。

このような状況から残りの3地区（牛牧・出原・新田）につきまして公共下水道へ編入し、汚水処理施設の効率化を図ること、また同時に現在開発が進んでいる地域も併せて取り込みをさせていただきたいという変更の理由でございます。

続きまして、資料の「高森都市計画下水道の変更（高森町決定）」をご覧ください。今回の変更内容でございますけれども、都市計画高森公共下水道に排水区域を追加の変更をするということを示させていただいております。

まず 1.の下水道の名称につきましては、高森町公共下水道、そして 2.の排水区域でございます。排水区域でございますけれども、こちら排水区域は「総括図」の表示のとおりと示させていただいておりますので、資料の「総括図」をご覧くださいながら、説明をさせていただきたいと思っております。まずピンク色で囲まれた区域、こちらが平成29年3月2日に既に都市計画決定された現在の決定区域でございます。こちらが432haとなります。そして今回追加をお願いする地域でございますが、赤色で囲まれた地域となります。まず総括図の下側が牛牧、中ほどが出原、上側が新田地区で農集排の3地区となります。今回の追加に併せまして、既に現在開発が進んでいる地区と計画されているものを追加させていただいております。

例えばですけれども、現在、山吹の下段にMIZBEステーションの開発が進んでおりますが、総括図の下段の三角の部分になります。中ほどの吉田地区になりますが、ぼども保育園のエリア、また上市田地区で追加されておるところでございますが、こちらは現在、開発されております株式会社TOSYSとなります。このような区域を併せて追加させていただくものになります。

今回、全体で154haを追加させていただきまして、計画を586haに区域の拡大をさせていただくものであります。

資料を戻っていただきまして、先ほどの「高森都市計画下水道の変更（高森町決定）」をご覧ください。

排水区域は総括図の表示のとおりで説明させていただきましたが、ただし書きということで書かせていただいておりますが、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない、ということでただし書きを示させていただいております。こちらにつきましては、現在このエリアの中の農振地は含まないということでございますのでご承知いただければと思います。

続いて 3.の放流管梁、それから 4.のその他の施設ということで、高森町終末処理場の位置を示させていただいております。こちらについて変更はございませんが、資料の位置図をご覧くださいと思います。以上が変更の内容になります。

続いて資料の「都市計画策定の経緯の概要」でございますが、現在までの経緯の内容になります。

地元説明会や議会と区長会に説明を行い、令和5年8月14日に県知事への事前協議をさせていただ

できました。その後令和5年9月21日に回答をいただき、令和5年10月16日に公聴会の公告を行い、令和5年11月2日まで素案の閲覧を実施しました。縦覧者2名、意見書の提出なしのため、都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会は中止となりました。

続いて、令和5年11月2日に都市計画法第19条第3項の規定に基づく長野県知事協議を行い、あわせて都市計画法第17条第1項の規定に基づく計画案の公告、令和5年11月2日～令和5年12月4日の期間で計画案の縦覧を実施しました。縦覧者2名、意見なしでありました。

県知事からの協議回答につきましては、「同意とするもの」との回答が令和5年12月19日にごさいました。

そして本日、都市計画法第19条第1項の規定に基づく高森町都市計画審議会となっております。今回審議会承認いただきましたら、来年、令和6年1月に決定の告示となります。

最後の資料でございますが、これまでの「変更経緯書」になります。当初の計画からこのような経過で進めてきたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(中平職務代理)

詳細かつ丁寧な説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、委員の方々から、挙手をしてお願いいたします。

— 質疑応答 —

(今川委員)

資料の変更経緯表について、計画の目標が上段下段などいくつかの段で表されています。また当初計画とか変更計画などもあります。各段の見かた、当初変更の見かたなどについて教えてください。

(福田専門員)

経緯表の縦の欄は各計画名で全体計画、都市計画決定、下水道法事業認可、都市計画法事業認可の4項目があります。横の欄は各計画の変更回数を表しています。

全体計画は高森町の公共下水道をどうするかという構想ともいえる計画でこれには法的な意味合いは持ちません。具体的に事業を進めに当たっては、都市計画法に定める都市計画決定と事業認可、下水道法に定める事業認可の手続きが必要となります。

これらの計画は決定する機関や期間が異なるため、計画を変更するときはそれぞれの計画を変更します。例えば計画決定は町、都市計画法事業認可と下水道事業認可は県となります。また事業期間は全体計画ではおおむね20年、都市計画法事業認可と下水道事業認可は5年から7年となります。

一覧表を見ていただきますと今回で全体計画は6回目、計画決定は3回目、都市計画法事業認可は6回目、下水道事業認可は7回目の変更となります。変更内容はそれぞれの表に示すとおりです。

なお、都市計画法事業認可、下水道事業認可は今回の都市計画決定後の手続きとなりますので、一覧表の認可日、告示番号は空欄となっています。

(今川委員)

経緯表の下水道事業認可の欄の第4回変更から第5回変更で、計画汚水量が4100 m³/日から3240 m³/日に減っています。農業集落排水事業を一部統合して計画人口が増えているのに計画汚水量が減っているのは、排水機器の機能が上がって水を流さなくてもよくなったということでしょうか。

(福田専門員)

下水道計画を策定するには、下水道設計指針と上位計画として県が策定する流域別下水道整備総合計画があります。当町は天竜川流域別下水道整備総合計画に該当します。これら指針や計画において、計画や設計の諸元の見直しが第4回変更から第5回変更の間に行われました。ご指摘のとおり機器の節水機能がよくなり水を使わなくなったということは大きな要因であると思います。設計指針、上位計画の変更にあわせて高森町の下水道計画も見直しを行いました。その結果、計画汚水量が減少しました。説明は概ね以上となります。

(中平職務代理)

質疑・意見はよろしいでしょうか。

それでは、議案第1号につきまして採決いたします。原案に反対の方はいらっしゃいますか。

発言者なし

いらっしゃらないと判断させていただきます。従いまして、先ほどの事務報告のとおり、簡易採決をさせていただきます。

それでは議案第1号につきましては、原案のとおり決定されることが適当と認めます。このように、本審議会ではまとめさせていただきます。

本日予定していました議事はこれですべて終了であります。大変ご協力ありがとうございました。

議長を降ろさせていただきます。

この後は、事務局でお願いします。

7 その他

(建設課管理係 係長 寺沢浩之)

中平職務代理、どうもありがとうございました。

本日は長時間にわたりまして、慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

なお、本審議会の結果を書面におきまして、町長へ審議会長の名におきまして通知をさせていただくとともに、議事録を議事録署名委員の方に署名いただきまして、ホームページにて公開をいたしますのでご承知おきください。

次の開催についてですが、委員の皆様様の任期2年の間にご審議いただく案件が出てまいりました折に、またご通知を申し上げさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

現時点におきましては、未定でございます。

全体を通しまして、何かございますでしょうか。

(発言者なし)

8 閉会

(建設課管理係 係長 寺沢浩之)

以上をもちまして、令和5年度第1回高森町都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
長時間にわたりありがとうございました。